

居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、1．原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかったこと等を考慮して40万円（中間指針第五次追補の目安額30万円から10万円増額）、2．申立人二男を妊娠中であつたことを考慮して30万円（同目安額）、3．乳幼児の世話を恒常的に行つたことを考慮して合計279万円（平成23年3月から平成30年3月までの賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、5名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金1964万円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、令和6年3月15日付和解契約書（一部）記載のとおり、第2項記載の和解金のうち金1660万円を支払い済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

令和6年5月21日

（仲介委員 鈴木 修司）

(別紙)

申立人名	損害項目	期間	金額
X 1	過酷避難状況による精神的損害		30 万円
	生活基盤変容による精神的損害		250 万円
	自主的避難等に係る損害	自 平成 23 年 4 月 23 日 至 平成 23 年 12 月 31 日	20 万円
X 2	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針 I）④（乳幼児の世話）による増額分）	自 平成 23 年 3 月 19 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	279 万円
	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針 I）⑤（申立人 X 3 を妊娠中であつたこと）による増額分）		40 万円
	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針 I）⑤（申立人 X 4 を妊娠中であつたこと）による増額分）	自 平成 24 年 8 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 3 日	30 万円
	過酷避難状況による精神的損害		30 万円
	生活基盤変容による精神的損害		250 万円
	自主的避難等に係る損害	自 平成 23 年 4 月 23 日 至 平成 23 年 12 月 31 日	20 万円
X 3	過酷避難状況による精神的損害		30 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害		219 万円
	精神的損害（一時金）		85 万円
X 4	生活基盤変容に準じる精神的損害		138 万円
X 5	過酷避難状況による精神的損害		30 万円
	生活基盤変容による精神的損害		250 万円
	自主的避難等に係る損害	自 平成 23 年 4 月 23 日 至 平成 23 年 12 月 31 日	20 万円
申立人ら 世帯	日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針 I）⑧（家族の別離）による増額分）	自 平成 23 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	243 万円
合計額			1964 万円